

相馬中核工業団地（東地区）内共同自家発新設計画に係る
環境影響評価方法書に対する知事意見について

1 総括的事項について

- (1) 環境影響評価を実施する際には、最新の知見及び評価手法を可能な限り採用すること。
また、環境影響評価の結果を分かりやすい内容とするため、環境影響の予測及び評価を行うに当たってはできる限り定量的な手法を用いること。
- (2) 環境影響評価を行う過程において、新たに変更要因が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- (3) 本事業の目的について、相馬中核工業団地内企業及び相馬地区の企業を中心に電気供給を行い、エネルギーコスト削減に貢献するとともに、将来の新增設の実現にも寄与するとしていることから、本事業の決定に至った経緯及び必要性について可能な限り詳細に示すこと。特に規模（出力）の算定根拠については可能な限り定量的に示した上で、必要に応じて規模の再検討を行うこと。
- (4) 本事業周辺において実施予定の他事業による環境負荷については、できる限り環境影響評価に反映させること。
- (5) 本知事意見の内容を十分に踏まえた上で、その結果を環境影響評価準備書以降の図書の作成に反映させること。また、必要に応じて関係機関と事前に協議すること。

2 大気質について

- (1) 石炭火力発電所は、天然ガス等を燃料とした発電所から比べると発熱量当たりの二酸化炭素の排出量が多いことから、二酸化炭素を削減するための措置としては、現有の技術を十分に活用し、二酸化炭素排出量を正確に把握した上で、二酸化炭素の削減対策として最良なものの導入について検討するとともに、その検討した経緯及びその結果を記載すること。
- (2) 石炭・石炭灰に係る保管・運搬・搬入搬出方法について飛散防止対策を具体的に丁寧に取りまとめるとともに、できるだけ石炭粉じんを環境影響評価項目に選定する方向で検討し、選定しなかった場合はその理由を丁寧に解説すること。
- (3) 本事業において燃料として使用する石炭には水銀等が含まれており、大気環境への影響が考えられることから、施設の稼働時の排ガスに係る「有害物質」（Cd, Pd, Hg, Cr）を環境影響評価項目として追加することを検討すること。
- (4) 建設機器等については排出ガス対策型の機種を使用するなど、できる限り工事中の排出ガスの低減に努めること。
- (5) 本事業の発電施設からのばい煙については、容易に排出基準との比較ができるように工夫して取りまとめること。
- (6) 風配図を利用する等により大気質に係る調査・予測地点等については、合理的に選定すること。

3 水質について

- (1) 有害物質等が排水中に検出される可能性がある場合は、必要に応じて当該有害物質等について予測及び評価を行うこと。また、実施しない場合は、その理由を当該有害物質等の量・濃度等を明示して説明すること。
- (2) 地蔵川の水質の調査地点として、排出水の流入後の他に流入前の水質についても把握し、流入前後での水質の変化について予測及び評価を行うこと。

4 動植物について

動植物に係る重要種が新たに発見された場合等は、当該重要種に対する環境影響評価を実施するとともに、必要に応じて環境保全措置を適正に行うこと。

5 騒音について

工作物の存在及び供用下における騒音防止対策を、できるだけ具体的、かつ丁寧に解説すること。

6 廃棄物について

- (1) 「工事の実施」及び「工作物の存在及び供用」時において発生する廃棄物の種類、発生量及び処分方法については丁寧に取りまとめるとともに、廃棄物の発生抑制対策について所要の検討を行い、適切に環境保全措置を講じること。
- (2) 建設発生土等の建設副産物の処分方法等について丁寧に解説すること。